

議事日程（開会日） 令和4年12月6日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 議案第47号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）
について
日程第 5 議案第48号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算
（第2号）について
日程第 6 議案第49号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第1号）について
日程第 7 議案第50号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補
正予算（第1号）について
日程第 8 議案第51号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第
3号）について
日程第 9 議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定について
日程第10 議案第53号 木曾岬町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
日程第11 議案第54号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
日程第12 議案第55号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
日程第13 議案第56号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
日程第14 議案第57号 木曾岬町行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の
制定について
日程第15 議案第58号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減
少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協
議について
日程第16 議案第59号 三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について

本会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	後藤紀子	2番	古村護
3番	鎌田鷹介	5番	加藤真人
6番	伊藤守	7番	服部芙二夫
8番	三輪一雅	9番	伊藤好博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町	長	加藤	隆	副	町	長	森	清	秀								
教	育	長	山北	哲	総務	政策	課	長	小島	裕	紹						
危	機	管	理	課	長	伊藤	雅	人	会	計	管	理	者	山	田	克	己
産	業	課	長	多賀	達人	建	設	課	長	黒田	良	人					
住	民	課	長	伊藤	正典	福	祉	健	康	課	長	松	本	大			
税	務	課	長	中山	重徳	教	育	課	長	黒田	和	弘					

事務局出席職員

事務局長 藤井 光利 議会事務局 渡辺 千智

=====

○議長（服部英二夫議員）

皆様、おはようございます。

本日は令和4年第4回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、諸般何かとご多用のところ、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、加藤町長をはじめ、執行部の皆様におかれましても、ご出席いただきありがとうございます。

今期定例会に提出される議案は、一般会計、特別会計の補正予算案、条例の一部改正案、並びに協議案で、いずれも重要な案件が提出されております。

その詳細については、後程執行部より説明がなされると存じますが、議員の皆様方におかれましては、住民の負託に応えるべく、十分にご審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

また、議会運営には格段のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それではただいまより令和4年第4回木曾岬町議会定例会を開会します。

開会 午前 9時 00分

○議長（服部英二夫議員）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、すでにお手元に配付させていただいた通りです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

3番議席鎌田鷹介議員、6番議席伊藤守議員のご両名を指名します。

日程第 2 会期の決定について

次に日程第 2 「会期の決定について」を議題とします。

去る 11 月 30 日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営等についてご審議をいただいておりますので、議会運営委員長より、委員会の審査経過報告をお願いします。

○ 8 番（三輪一雅議員）

議長 8 番。

○ 議長（服部英二夫議員）

はい、8 番議席三輪一雅委員長。

○ 8 番（三輪一雅議員）

皆様おはようございます。

議会運営委員会のご報告をさせていただきます。

去る 11 月 30 日午前 9 時より委員会を開催し、委員 4 名全員の出席をいただくとともに、地方自治法の規定に基づき議長の出席を求め、執行部より、町長、副町長及び担当課長出席のもと、令和 4 年第 4 回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について協議をいたしましたので、その審査経過と結果をご報告いたします。

委員会ではまず加藤町長より、今期定例会に向けての挨拶と、提出される議案の大綱について説明があり、次に、担当課長より議案の概要説明を受け、審査に入りました。

説明を受けた議案名及びその内容は割愛させていただきますが、本定例会開会日の提出議案は、令和 4 年度一般会計、特別会計の補正予算案 5 件、条例の一部改正案 6 件、協議案 2 件、合わせて 13 件であります。

これらの議案について、十分に内容を審査した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識し、すべてを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

次に、本定例会の会期日程についての審査では、先ほど申しました審議対象議案の状況を考慮し、会期は本日 6 日から 14 日までの 9 日間と決定いたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、この後、加藤町長より行政報告を行っていただきます。

この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、議案第 47 号から議案第 57 号までの 11 議案を一括上程していただき、加藤町長に提案理由の説明を求め、続いて、担当課長から詳細説明をしていただきます。

次に、議案第 58 号と議案第 59 号の 2 議案を上程していただき、加藤町長に提案理由の説明を求め、続いて担当課長の詳細説明の後、議案の質疑を行い、討論採決を行っていただきます。

以上をもって、令和 4 年第 4 回定例会の開会日は散会とさせていただきます。

なお、本定例会での議案等の審議については、委員会付託を省略し、本会議で審議していただくことといたしました。

次に定例会は 12 月 9 日午前 9 時より再開していただきます。

最初に一般質問を行っていただきます。

一般質問の通告は5名の方が通告されており、それぞれ受付順に質問し、答弁をいただくことといたしました。

また、発言は、町の議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えた後、議案第47号から議案第57号までの11議案を一括上程していただき、それぞれの議案に対する質疑を個別に行っていただきます。

以上をもって本会議は散会といたします。

次に、定例会閉会日は12月14日午前9時より再開し、議案第47号から議案第57号までの11議案を一括上程していただき、討論を行っていただきます。

なお、議案に対する討論は一括討論とさせていただきますが、修正議案が提出された議案は、個別討論とさせていただきます、議案採決については、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

以上、審議の終了をもって閉会宣告をしていただき、令和4年第4回木曾岬町議会定例会は閉会とします。

以上、議会運営委員会の審議結果報告とさせていただきます。

令和4年12月6日、議会運営委員会委員長 三輪一雅。

○議長（服部英二夫議員）

ありがとうございました。

議会運営委員の皆様、当日の審査、ご苦労さまでした。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま、議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日12月6日から12月14日までの9日間とする旨のご報告がございました。

よって、今期定例会の会期は、委員長の報告の通り、本日から12月14日までの9日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員）

「異議なし」と認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から12月14日までの9日間と決定しました。

日程第 3 行政報告について

次に、日程第3「行政報告について」を議題といたします。

加藤町長より行政報告をお願いします。

○町長（加藤隆町長）

議長。

○議長（服部英二夫議員）

はい、加藤町長。

○町長（加藤隆町長）

改めて皆さんおはようございます。

12月に入り、一段と寒さが増して参りました。

しかし、昨夜は大変熱い夜、そして今朝は、皆さん方眠い朝を迎えられた方も多かったのではないのでしょうか。サッカーワールドカップの日本チームに拍手を送りたいと思います。

さて本日は、そうした中、令和4年第4回の本曾岬町議会定例会を招集し、開会をいただきましたところ、議員の皆さん方には早朝から全員ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

今期定例会には上程いただきます議案につきましては、各会計の補正予算案、条例の一部改正案などいずれも重要な案件ばかりでございます。

何卒十分なご審議を賜りますようお願いをいたしたいと存じます。

それでは早速でございますが、議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

まず初めに、第8波による新型コロナウイルス感染症についてでございますが、10月下旬から感染者が再び急増し、三重県では11月の23日に新規感染者が、2000人を超え、病床使用率は40%を超えるなど、医療提供体制の逼迫へと繋がる可能性が高くなったため、11月の25日に三重県において、感染防止行動徹底アラートが発出されました。当町においても感染者が増加し、11月末までの感染者数の累計は、1132名となり、9月で114名、10月で68名、11月で100名の新規感染者が発生いたしました。

第7波と比較して、第8波の場合、新規感染者数は少ない状況でございますが、全数把握の見直しなどが一つの要因と考えられるとともに、自宅療養期間の短縮により、自宅療養者も20名程度推移している状況でございます。

一方、ワクチン接種につきましては、オミクロン株対応ワクチンの3回目から5回目接種を計画し、前回接種から3ヶ月以上経過した12歳以上の方を対象に進めており、12月2日現在で、3回目の接種者数は4493名で、接種率は74.8%。4回目の接種者数は3149名で、52.4%、5回目の接種者数は1069名で、17.8%の接種率となっております。

今後も感染防止対策を再徹底するとともに、迅速かつ適切な実施体制の確保など、町民の皆様が安心して暮らしていただけるように、万全を期して参りたいと考えておりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りたいと考えているところでございます。

次に、要望活動についてでございますが、各種の期成同盟会とは別に町単独の夏季要望活動として去る6月の10日には、内閣府におきまして、二之湯智国土強靱化防災担当大臣を、また、国土交通省では、山田事務次官、井上水管理・国土保全局長、広瀬技術審議官を訪問し、木曾川左岸堤防の地震津波対策について、地盤改良対策区間として、早急に河川整備計画に位置付け、整備を図ること及び木曾岬干拓地の堤防について、対策に必要な計画を策定をし、早急に河川整備計画に位置付け、整備を図ることのこの2点について、三重県にも同行していただき、要望活動を行ったところでございます。

二之湯大臣からは、三重県に対して、木曾岬干拓地の堤防対策については、三重県が先頭に立

って、スピード感を持って対応すべきであるというご指導をしていただきました。

また、国土交通省の山田事務次官訪問の際には、中川康洋衆議院議員、吉川ゆうみ外務大臣政務官にもご同席をいただき、山田事務次官からは治水という観点からも、また利水という観点からも重要なインフラであることから、ハード整備やソフト対策を組み合わせながら、実施していくことが大切だと考えているとのお答えをいただきました。

井上水管理・国土保全局長並びに、広瀬技術審議官からは、木曾川左岸堤防については、今後、詳細な検討を進め、次期河川整備計画策定の際には、対象区間とするよう検討していきたいと考えているし、そのことについては、木曾川下流河川事務所にも話をしておくとお答えをいただきました。

木曾岬干拓地の件につきましては、従来から相談を受けている案件ではあるが、まずは開発側で主体となって、研究・検討を進め、関係者全員で安全な土地をつくり出していくように知恵を出し合い、考えていただきたいと。これまでの国交省の見解とはやや、多少食い違うようなご指導をいただきました。

この件につきましては、以前から国交省は、干拓地の土地利用計画が決まらなければ、いかようにもしがたいとの見解でございましたが、すでに立地企業が操業しており、この件につきましては、同席していた三重県にも持ち帰っていただきましたし、町といたしましても、これまで干拓地の堤防整備について強く提言してきた経緯もございますので、内容を精査しつつ、引き続き要望していきたいと考えているところでございます。

さらに、秋の要望活動として10月24日には、国土交通省の人事異動に伴い、新たに就任された岡村水管理・国土保全局長並びに佐藤技術審議官に面談し、衆議院議員の中川康洋先生と石原正敬先生、そして参議院議員の吉川ゆうみ先生と山本佐知子先生にも、ご同席をいただき要望活動を実施をし、局長及び技術審議官に対し、木曾川左岸堤防や干拓地堤防の耐震対策の必要性を訴え、海拔ゼロメートルの輪中地帯である当町の課題を理解いただいたところでございます。翌10月25日には、中部直轄治水懇談会に参加し、中部地区選出の国会議員に対し、治水事業の促進のためのさらなる予算確保などについて要望を行いました。

さらに、11月8日には、木曾三川下流の河川改修と、公園建設の両促進期成同盟会による中部地方整備局の稲田局長及び舟橋河川部長への要望活動では、木曾川左岸堤防の耐震対策の早期整備並びに、木曾三川公園の木曾岬町への整備を要望いたしました。

また、三重県社会基盤整備協会の要望活動として、11月の9日には、「安全安心の道路づくりを求める全国大会。」11月10日には、「中部国道協会促進大会。」11月16日には、「治水事業促進全国大会。」11月17日には、「災害復旧促進全国大会」にそれぞれ参加し、治水事業や道路事業などの公共事業の促進のための、さらなる予算確保などについて決議をしたところでございます。

なお先日、町議会議員の皆さん方の三重県選出国会議員への要望活動、そして翌日には、中部電力の浜岡原発へ視察研修に同行させていただきました。特に要望活動につきましては、誠にありがとうございました。

今後、引き続き関係機関と調整を進め、治水事業や道路事業などの整備促進に向け、全力を尽くして参りたいと考えているところでございます。

一方、県営湛水防除事業に係る必要な予算の確保及び早期着手や、土地改良区の農業水利施設に要する電気料金の高騰に対する緊急的な支援について、10月12日に三重県農林水産部長へ、そして11月の15日には、三重県の桑名農政事務所長及び、桑員地区選出の県議会議員に対して要望活動を行いました。

三重県農林水産部長からは、県営湛水防除事業に係る予算確保及び早期着手について、整備中の排水機場の事業進捗を図るとともに、令和5年度の概算決定に向けて、予算確保についても要望をしていく。

また、電気料金の高騰問題に関しては、県としてかんがい期における農業水利施設の電気料金の一部について支援することとし、さらに、秋の国への提言、提案活動において、農業水利施設に要する電気料金高騰に対する支援を要望していくと、回答を得ることができました。

また、当町の教育福祉防災道路など、当町の重要課題について、三重県町村会として国、県、並びに国県の議員さんへの政策提言、そして要望活動を展開をし、一方、懸案でございます名古屋第3環状線いわゆる155号線でございますが、これについて弥富市の安藤市長さんとともに、今回は自民党の愛知県議団への要望として石井団長さんに面談をし、増加する通過車両の実態を説明をさせていただいて、名古屋第3環状線の整備促進の必要性をご理解をいただき、石井県議団長さんからは、愛知県の建設局の局長へ話をしておくということのお答えをいただいたところでございます。

コロナ禍でございますが、制約のある中、国県関係機関への政策提言や要望活動について、今後も一層積極的に取り組んで参る所存でございますので、どうぞ皆さん方のご理解やご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部英二夫議員）

はい。加藤町長の行政報告が終わりました。

それではこれより議事に入ります。

日程第 4 議案第 47号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）について

日程第 5 議案第 48号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 6 議案第 49号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 7 議案第 50号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 8 議案第 51号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第 9 議案第 52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 10 議案第 53号 木曾岬町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 1 議案第 5 4 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

日程第 1 2 議案第 5 5 号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 3 議案第 5 6 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 4 議案第 5 7 号 木曾岬町行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 4 7 号、令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 5 号）についてから日程第 1 4 議案第 5 7 号木曾岬町行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 1 1 議題を一括上程しこれを議題とします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読致させます。

〔職員朗読〕

○議長（服部芙二夫議員）

会議件名の朗読が終わりました。

ここで加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤隆町長）

議長。

○議長（服部芙二夫議員）

はい加藤町長。

○町長（加藤隆町長）

それでは、ただいま上程賜りました議案第 4 7 号から議案第 5 7 号までの 1 1 議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず初めに議案第 4 7 号、令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 5 号）についてでございますが、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 0 0 万円を追加し、予算の総額を 3 4 億 6 1 5 0 万円とするものでございます。

その補正の主な内容を申し上げます。

今回の補正予算においては、人事院勧告に基づく人件費の精査及び燃料価格の高騰に伴う各公共施設の光熱水費の増額を行っております。

民生費では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業として、1 8 歳以下を対象として、1 人当たり 3 万円の給付及び病院、福祉事業所等に、電気料金等の高騰分について支援を行うために必要な経費や、特別養護老人ホームすいせんの里が、地域密着型、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を、新たに整備するための補助金を計上するものでございます。

次に衛生費では、環境衛生費において、再生可能エネルギー導入目標策定事業が事業不採択と

なったことに伴い、関係予算を減額するものでございます。

次に、農林水産業費では、農業振興費において、肥料価格の高騰対策に係る経費を計上し、多面的機能支払事業では、交付金の追加内示を受けたことに伴う増額を行うものでございます。

教育費では、経年劣化している中学校体育館の庇の補修工事に要する経費を計上するとともに、予定していたイベントが中止となったことに伴う各種団体への補助金を、減額するものでございます。

これらに対する歳入予算といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を初めとする各種事業に対する国県支出金を計上するものでございます。

次に、議案第48号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、このたびの補正は、地域包括支援センターの業務全般に係る地域包括支援システムの賃貸借契約更新手続きに伴い、債務設定を行うものでございます。

次に、議案第49号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額に歳入歳出それぞれ280万円を追加し、予算の総額を8280万円とするものでございます。

その補正の主な内容は、歳入においては、新規加入者負担金及び下水道使用料の徴収見込み額を精査するとともに、前年度繰越金の確定により増額するものでございます。

歳出では、電気料金高騰により、各処理場及びマンホールポンプの光熱費を増額するものでございます。

次に、議案第50号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出それぞれ6700万円を減額し、予算総額を3億8200万円とするものでございます。その補正の主な内容は、歳入においては、新規加入者負担金及び下水道使用料の徴収見込み額を精査するとともに、東部地区クリーンセンター脱水機工事の仕様確定による事業費の減額に伴い、国庫補助金及び地方債を減額するものでございます。

歳出では、電気料金高騰により、東部地区クリーンセンター及びマンホールポンプの光熱費を増額するとともに、東部地区クリーンセンター脱水機工事の仕様確定により減額するものでございます。

次に、議案第51号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、このたびの補正は、水道事業における正規職員の人件費を増額するものでございます。

次に、議案第52号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。議案第53号、木曾岬町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第54号、職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての3議案につきましては、国家公務員法の改正により、令和5年度以降国家公務員の定年が65歳に引き上げられることとなったことから、地方公務員の定年についても同様に、段階的に65歳とする必要がございますので、関係条例の改正及び制定を行おうとするものでございます。

次に、議案第55号木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第56号町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議

案につきましては、本年の8月8日人事院から国会及び内閣に対して、国家公務員の給与の改定について勧告が行われたことから、人事院勧告を尊重し条例の改正を行おうとするものでございます。

勧告の主な内容を申し上げますと、公務員と民間の比較において、公務員の月例給、一時金が民間を下回っていることから、公務員の月例給について、初任給及び若年層に重点を置いた給料表の引き上げを行うこととし、また、一時金については、勤勉手当において、0.1ヶ月分引き上げを行うこととなっています。

このようなことから、この人事院勧告に準じて所要の改正を行うものでございます。

なお、勤勉手当の支給割合につきましては、議案第55号で一般職の、また議案第56号で町長等の支給割合をそれぞれ、0.1ヶ月分引き上げ。100分の95から100分の105に改正し、また令和5年度以降の6月期と12月期の期末手当の支給割合を均等に配分しようとするものでございます。

次に、議案第57号木曾岬町行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和5年10月からインボイス制度が開始されることに伴い、事業者に対して行政財産目的外使用料の消費税額を明示するための改正を行うものでございます。

以上、上程を賜りました11議案の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、この後それぞれ担当課長から、詳細に説明をさせていただきますので、何卒十分にご審議を尽くしていただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（服部英二夫議員）

加藤町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長）

議長。

○議長（服部英二夫議員）

はい。小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長）

それでは議案第47号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

議案第47号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和4年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ5200万円を追加をいたしまして、予算の総額を34億6150万円とし、第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表歳入歳出予算補正に定めることを規定しているものでございます。

第2条では、債務負担行為の追加を、第2表債務負担行為補正に定めるというものでございます。

それでは次に令和4年度12月補正予算、予算事業概要書にて説明の方をさせていただきます。

今回補正をお願いしよういたします会計は、一般会計と介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計の3つの特別会計及び水道事業会計で、その補正額は、一般会計で5200万円。水道事業会計で21万9000円をそれぞれ増額、また3つの特別会計で6420万円を減額をいたしまして、全8会計での補正予算後の総額を56億6151万4000円とするものでございます。

本資料では、一般会計及び3つの特別会計及び水道事業会計の補正予算の内容につきましてそれぞれその要点を記載をさせていただきます。

初めに、一般会計補正予算の内容についてでございます。歳入の要点につきましては、このたびの補正では4つの款におきまして、それぞれ所要の補正を行っております。使用料及び手数料では、燃料価格の高騰に伴う電気料金の増額によりまして、見入多目的共同利用施設の使用料を増額をし、国庫支出金では、児童手当及び子ども手当国庫負担金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など増額するとともに、事業不採択に伴いまして地域社会実現支援事業補助金を減額をしているものでございます。

続く県支出金では、地域医療介護総合確保基金事業補助金や、多面的機能支払事業交付金などで増額を行い、諸収入では予算調整分を増額をしているものでございます。

以上が歳入の主な内容となります。次に、歳出の要点についてでございます。このたびの補正予算では、科目全体にわたりまして、人事院勧告に基づく人件費の精査及び燃料価格の高騰に伴いまして、各公共施設の光熱水費の増額を行っているほか、8つの款におきましてそれぞれ所要の補正を行っており、この資料におきましてはそれらの概要について記載をさせていただきます。

この後、人事院勧告に基づく人件費以外の詳細につきましては、各担当課長から担当課ごとに説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

またこの資料では、特別会計及び企業会計の補正予算の内容についても記載をさせていただきます。

特別会計につきましては、介護保険特別会計では、債務負担行為の新規計上に伴う補正。農業集落排水事業特別会計では280万円の増額。公共下水道事業特別会計では6700万円の減額。また、水道事業会計では21万9000円の増額となっております。これらの詳細につきましても、後程会計ごとに各担当課より説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、一般会計の補正予算につきまして、歳出予算書の事業説明書を用いまして、総務政策課より説明の方をさせていただきます。

事業名、一般管理経費、補正予算額は0円となっております。事務処理の特例に関する条例に

基づきまして交付金、いわゆる委譲事務交付金の交付額の決定に伴いまして、財源の振り替えを行うというものでございます。

続きまして、事業名、職員健康管理費、補正予算額は30万円でございます。

職員が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者、或いは陽性者となった場合に、当該職員の所属している課の他の職員及び昼食を一緒に食べていた者など、感染している可能性がある判断した職員に対しまして、感染防止対策の一環といたしまして、業務命令として抗原検査及びPCR検査を受診させることとしておりまして、そのための費用を計上しているものでございます。1月20日現在で延べ105名の職員が受診をしているというような状況でございます。

続きまして、庁舎等施設維持管理経費、補正予算額は800万円でございます。

原油価格の高騰に伴いまして、電気料金の価格高騰により、複合型庁舎及び福祉教育センターの電気代を増額補正するものでございます。

続きまして、基金積立金でございます。補正予算額は1800万円の減額でございます。財政調整基金積立金を減額することによりまして調整を図っているものでございます。

続きまして予備費、補正予算額は51万4000円の減額でございます。

地方自治法の定める予備費で本補正予算の歳入歳出の均衡を図るためのものでございます。

総務政策課所管は以上でございます。

○住民課（伊藤正典課長）

続きまして住民課所管分の主要事業について説明をさせていただきます。

事業名、個人番号カード事業費、補正予算額25万円の追加でございます。

個人番号カードの取得に必要な申請を支援するため、住民課窓口では、写真撮影や申請書類の作成支援を行っておりますが、町民の皆様の利便性を充実するため、日本郵政株式会社東海支社との委託契約により、木曾岬郵便局での写真撮影や申請書類の作成支援を行おうとするものでございます。

補正予算の内容は、消耗品、委託料のほか、備品購入費としてタブレット端末、プリンター等の購入費用を計上するものでございます。

なお、財源内容の補助金につきましては、番号カードの交付に関する補助金として全額を受け入れの予定をしております。

続きまして事業名、環境衛生費、補正予算額997万円の減額でございます。

本年度計画をしておりました再生可能エネルギー導入目標策定事業支援業務について、国の事業採択が受けられなかったことにより、事業費の全額を減額するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本大課長）

福祉健康課所管部分について説明させていただきます。

事業名、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業、補正予算額2950万円でございます。

補正理由でございますが、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業としまして、物価高騰の影響を受けた子育て世帯に、18歳以下の子供1人当たり3万円を現金給付する子ども子育て

世帯町独自支援事業2250万円と、医療、介護、障害、保育施設等の各種事業所に、エネルギー食料品価格の高騰分に対して支援する町内医療機関及び社会福祉施設等物価高騰対策支援事業、648万1000円に要する費用及びそれに関係する事務費51万9000円を、追加補正させていただくもので、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として事業を実施するものでございます。

社会福祉施設費、補正予算額1994万円でございます。補正理由でございますが、地域密着型定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の整備補助金としまして、介護老人福祉施設の特別養護老人ホームすいせんの里において、要介護者が在宅での生活をできる限り長く継続するために、新規事業として、定期巡回随時対応型訪問介護看護に取り組むため、実施体制等の整備に要する費用を、追加補正させていただくもので、県補助金の地域医療介護総合確保基金事業補助金による10割補助でございます。

児童手当及び子ども手当事業補正予算額507万5000円でございます。

事業名が児童手当及び子ども手当事業補正予算額、507万5000円でございます。補正理由でございますが、児童手当の実績及び、推計により追加補正させていただくもので、国庫支出金及び県補助金をそれぞれ既定の補助率で受け入れ財源とするものでございます。

事業名、子ども園運営費、補正予算額50万円でございます。補正理由でございますが、保育対策総合支援事業補助金としまして、保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために必要な衛生用品の購入等に要する費用を追加補正させていただくもので、国庫支出金の2分の1補助でございます。

次に、事業名、維持管理費、補正予算額101万8000円でございます。補正理由でございますが、電力・ガス等の物価高騰に伴い、子ども園園舎の光熱水費を実績及び推計により支出見込み額を算出し、不足額分を追加補正させていただくものでございます。

次に、保健衛生総務費、補正予算額10万円でございます。補正理由でございますが、桑名市応急診療所分担金の確定により、追加補正させていただくものでございます。

次に、健康増進事業費、補正予算額42万9000円でございます。補正理由でございますが、電力・ガス等の物価高騰に伴い、保健センター施設の光熱水費を実績及び推計により支出見込み額を算出し、不足額分を追加補正させていただくものでございます。

福祉健康課所管部分の説明は以上でございます。

○産業課長（多賀達人課長）

産業課所管部分について説明させていただきます。

事業名、農業振興費、補正予算額465万円でございます。国では、7月に予備費を活用した、肥料価格高騰対策事業を実施することを決定し、この事業において、前年度から増加した肥料費の70%を国が支援するもので、この事業に合わせまして、県が15%を支援することから、町としましても地方創生臨時交付金を財源として、肥料価格の高騰による農業経営の影響緩和のため、15%を支援するために増額補正するものでございます。

次に、事業名、多目的施設費、補正予算額2万3000円でございます。

この予算は見入地区多目的共同利用施設にかかる経費を計上しているものでございますが、昨今の原油価格等の急激な高騰の影響により、本施設の電気料金に不足が見込まれるため、増額補正するものでございます。

次に、事業名、多面的機能支払事業費、補正予算額235万9000円でございます。

この予算は、町内16地区と1組織で取り組んでおります。農地の維持向上に係る事業費でございますが、組織全体で事業費が不足していたことから、この不足額について交付申請し、このたび追加交付決定されましたので、事業費を増額するものでございます。

次に、事業名湛水防除費、補正予算額42万6000円でございます。

県では、原油価格高騰により、電気料金が値上がりし、農業者が大きな影響を受けている状況を踏まえ、この10月に地方創生臨時交付金を活用した三重県土地改良区等、電気料金高騰対策緊急支援事業を実施することが決定され、この事業において、土地改良区が管理する農業水利施設に必要な電力料金の高騰分として、令和4年4月から10月分までの使用電力量1キロワットアワー当たり4円の2分の1が支援されることから、この事業にあわせまして町としても、地方創生臨時交付金を財源として使用電力量1キロワットアワー当たり4円の2分の1を支援するために増額補正するものでございます。

次に、事業名、地域用水機能増進事業費、補正予算額、30万7000円でございます。

この予算は、水環境整備事業で整備したポケットパーク遊歩道などの維持管理経費を計上しておりますが、需用費の光熱水費で発生源対策用ポンプの電力電気料金について、昨今の原油価格等の急激な高騰の影響により、不足が見込まれるため、増額補正するものでございます。

次に、事業名、水産業振興費、補正予算額10万円でございます。この予算は、水産業振興のための予算を計上しておりますが、木曾岬漁業協同組合が9月に解散し、町内で漁業に従事する経営者で新たに水産業振興部会が組織されたことから、この部会の漁業振興に対する活動を支援するための補助金を増額補正するものでございます。

産業課所管部分の説明は以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人課長）

続きまして危機管理課所管分になります。事業名、防犯事業経費、補正予算額40万円。時計塔の修繕に対応するものでございます。

以上でございます。

○教育課長（黒田和弘課長）

続きまして、教育課所管部分でございます。

事業名、社会教育諸経費では、補正予算額100万円の減額でございます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、やろまい夏祭りの中止により、ボラ倶楽部への補助金を減額するものでございます。

次に、事業名、文化資料館費では、このたび補正予算額2万4000円の追加でございます。光熱水費におきまして、文化資料館の電気料金の高騰によりまして、追加が見込まれることから、このたび補正をさせていただくものでございます。

事業名、体育振興経費では、このたび補正予算額130万円の減額をするものでございます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う町民体育祭の中止により、体育協会への補助金を減額するものでございます。

次に、事業名、町体育館経費におきましては、補正予算額15万9000円でございます。

光熱水費におきまして、町体育館の電気料金に不足が見込まれることから、このたび追加をさせていただきますものでございます。

次に、事業名、学校給食運営費では、補正予算額55万2000円でございます。

光熱水費におきまして、給食センターの電気代やプロパンガス代の価格高騰によりまして、不足が見込まれることからこのたび追加をさせていただきますものでございます。

次に、小学校費の事業名、学校維持管理経費でございます。補正予算額は、115万7000円を減額するものでございます。

学校保健特別対策事業費補助金の追加交付によりまして、財源が確保できましたことから、このたび、この財源振り替えを行うとともに、需用費では、電気料金の価格高騰による小学校の光熱水費を追加するものでございます。

また、委託料では、校舎のシロアリ薬剤散布業務の完了に伴いまして、その不用額を減額するものでございます。

次に、中学校費の事業名、学校維持管理費でございます。このたび補正予算額は473万4000円でございます。小学校費と同様に学校保健特別対策事業費補助金により、財源が確保できた分の財源振り替えを行うとともに、需用費では、同じく電気料金の価格高騰によりまして、光熱水費を追加しております。また、工事請負費では、中学校の体育館の庇について、調査が完了いたしまして修繕内容が確定いたしましたことから、この修繕工事費用を追加するとともに、すでに完了いたしました体育館の屋根の防水工事についてはその不用額を減額するものでございます。

以上が議案第47号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）のご説明でございます。

○福祉健康課長（松本大課長）

続きまして、議案第48号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為、第1条第1項、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表、債務負担行為による。

第1表、債務負担行為、表の中の事項は、地域包括支援センターシステム賃借料で、期間は令和4年度から令和9年度まで、限度額は489万1000円でございます。

地域包括支援センターシステム賃借料は、地域包括支援センターの相談事業、介護予防のケアプラン作成や、給付管理等の業務全般で使用しているシステムであり、令和4年度末で賃貸借契約が終了するため、令和5年度から令和9年度までの更新手続きに伴い、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わ

ります。

○建設課（黒田良人課長）

続きまして、議案第49号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条では、歳入歳出補正予算として、予算の総額から歳入歳出それぞれ280万円を増額し、予算の総額を8280万円とするものでございます。

2項では、補正の款項の区分及び金額を、第1表歳入歳出補正予算に定めることを規定するものでございます。

それでは詳細につきまして歳出予算書にてご説明をさせていただきます。

まず事業名の維持管理費でございますが、364万6000円を増額するものでございます。電気料金の高騰により、処理場やポンプ施設等の光熱水費を増額するものでございます。

続きまして、元金でございますが、加入者負担金の増額による歳入増に伴い財源更正を行うものでございます。

続きまして予備費でございますが、84万6000円を減額するものでございます。この金額をもって、補正予算額の調整を行っております。

農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明は以上でございます。

それでは、議案第50号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

令和4年度、三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条では歳入歳出補正予算として、予算の総額から、歳入歳出それぞれ6700万円を減額し、予算の総額を3億8200万円とするものでございます。第2項では補正の款項の区分及び金額を第1表歳入歳出補正予算に定めることを規定するものでございます。第2条におきましては、地方債の変更を第2表地方債補正に定めることを規定するものでございます。それでは詳細につきまして歳入歳出予算書にてご説明をさせていただきます。

事業名、維持管理費でございますが、411万6000円を増額するものでございます。

電気料金の高騰により、処理場やポンプ施設等の光熱水費を増額するものでございます。

続きまして、施設整備費でございます。7100万円を減額するものでございます。

東部地区クリーンセンターの脱水機改修工事におきまして、仕様確定に伴い、改築範囲の絞り込みを行ったことにより減額を行うものでございます。

続きまして元金でございますが、加入者負担金の増額による歳入増に伴い、財源更正を行うものでございます。

続きまして予備費でございますが、24万8000円を減額するものでございます。この金額をもって補正予算額の調整を行っております。

公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明は以上でございます。

議案第51号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条では収益的収入及び支出について補正予算を示しておるものでございまして、第3款、水道事業費用、第1項営業費用におきまして、21万9000円を増額し、1億9348万9000円とするものでございます。

このたびの補正では、正規職員の人件費を増額補正するものでございます。

水道事業会計補正予算（第3号）の説明は以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹課長）

続きまして、議案第52号から議案第54号までの3つの議案につきましては、いずれも定年引き上げに関連するところの条例改正及び条例制定となっておりますので、この3つの議案を一括して説明をさせていただきたいと思っております。

まず初めにそれぞれの議案の説明をさせていただきます。議案第52号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次の通り定めるものとするというものでございます。

下段提案理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年を上げることなどに伴い、関係条例の規定の整備を行うものである。

これに基づく地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であるというものでございます。

続きまして、議案第53号でございます。

木曾岬町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次の通り定めるものとするというものでございます。

下段提案理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律に伴い、定年制度、管理監督職、勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制等に係る規定を整備するものである。

木曾岬町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由であるというものでございます。

続きまして、議案第54号でございます。

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、職員の高齢者部分休業に関する条例を次の通り定めるものとするというものでございます。

下段提案理由でございます。

地方公務員法第26条の3第1項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し、必要な事項を定めるものである。職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由であるという3つの議案でございます。

これまで条例改正や条例制定の説明の場合は多くは新旧対照表を活用させていただきまして、説明の方をさせていただいておりますが、今回の定年引き上げに係るものに関しましては、内容を表現が複雑になっておりますことから、説明自体が煩雑になってしまう可能性を考慮いたしまして、これ以降は今タブレットに出ております定年引き上げに関する説明資料を用いまして説明の方をさせていただきますのでご了承ください。

それでは、1ページをお願いいたします。

まずこの条例を整備する理由についてでございます。ページ中央付近になります。

地方公務員の定年につきましては、地方公務員法におきまして国家公務員の定年を基準として、条例で定めるものと規定をされております。

このたび国家公務員法の改正によりまして、令和5年度以降、国家公務員の定年が65歳に引き上げられることとなったことから、地方公務員の定年につきましても、同様に段階的に65歳とする必要があるということになってくるものでございます。

今回改正となります主な内容につきましては、概要の欄に記載の通り、6点ございます。

1つ目、定年年齢の引き上げに関する規定の整備、2つ目、管理監督職、勤務上限年齢制、役職定年制と申しますが、これに関する規定の整備。定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制度に関する規定の整備。4つ目が、情報提供、意思確認制度に関する規定の整備。5つ目が、60歳を超える職員の給与に関する規定の整備。6つ目が、高齢者部分休業制度に関する規定の整備、この6点となります。

それでは、この6点の改正内容につきましてそれぞれ個別に説明の方をさせていただきます。

まず1つ目の定年年齢の引き上げに関する規定の整備につきましては、先ほど申し上げました通り、国家公務員の定年を基準といたしまして、現在資料にお示しをさせていただいておりますようなスケジュールで、令和5年度から令和13年度まで段階的に引き上げを行っていくということになります。

本年度、令和4年度までは、これまで通り60歳定年。令和5年度からは段階的に引き上げを行いまして、令和14年度で完成形となるというものでございます。

この表の下段にも記載をさせていただいておりますが、定年の引き上げ開始は令和5年度からとなりますが、令和5年度に61歳となる職員につきましては、すでに令和4年度末で60歳定年退職をしておるということとなりますので、令和5年度に61歳で定年退職をする職員はいないということになります。

以降定年引き上げ完了までの間は、1年ごとに定年退職者がいない年度が発生するということになりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

次2点目でございます。管理監督職勤務上限年齢制、役職定年制と申します。これに関する規定の整備についてでございます。組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するために導入される制度でございまして、今回の改正によりまして、60歳に達した管理監督職、当町におきまし

ては、課長副参事以上の職に就くものでございますが、これが60歳になった以後、最初の4月1日に非管理監督職、当庁でいいますと課長補佐に該当します。課長補佐に降任をするという規定を設けるものでございます。

ただし、職務の特殊性や、欠員補充が困難な職だと判断された場合には、適用除外。また上限年齢を61歳から64歳とすることも可能という規定もあわせて整備するものでございます。

3点目でございます。定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制度に関する規定の整備についてでございます。定年引き上げに伴いまして、60歳以降の職員の健康上、人生設計上の理由などによりまして、多様な働き方を可能とするための措置を講じようとするもので、65歳までフルタイムで働くことを原則とする中で、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するというを目的に、本人の意向を踏まえまして、短時間勤務の職で再任用することができるという規定を設けるとともに、定年引き上げに伴いまして、現行の再任用制度を廃止をいたしまして、令和5年度から令和13年度までの間、定年年齢の引き上げ移行期間に限りまして現行と同様に、再任用できる制度、暫定的に措置するいわゆる暫定的再任用制度を設けることを規定するというものでございます。

なお資料の下段には、定年前再任用短時間勤務制と現行の再任用制度との比較表を添付をさせていただきます。

職員の身分や異動定員定数上の取り扱い制度利用可能年齢等に違いはございませんが、任期が常勤職員の定年退職日に当たる日までに延長されている点が異なっております。

またどちらも一度この制度を選択した場合、フルタイム職員への復帰はできないということになります。

ちなみにこの暫定再任用に関しましては、1ページをまずお戻りいただきました表の中で、青い枠で暫定再任用と書いてある部分、この期間で暫定再任用ができるということになります。

次に4点目でございます。情報提供意思確認制度に関する規定の整備についてでございます。

定年引き上げにあたりまして、任命権者に対しまして、当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当制度に関する情報提供を行う義務。そして、本人の60歳以降の勤務の意思を確認する努力義務を課すための制度を規定するというものでございます。

次に5点目でございます。60歳を超える職員の給与に関する規定の整備についてでございます。均衡の原則に基づきまして、国家公務員における取り扱いを考慮し、必要な措置を講じようとするもので、当分の間は、職員が60歳に達した日以後、最初の4月1日以降の給料月額を、それまで支給されておりました給料月額の7割の水準にするということを規定するとともに、60歳に、月例給が7割水準となった以降に退職した場合におきまして、定年引き上げ前に定年退職する場合と比べまして、退職手当が下がらないようにするという規定を設けるものでございます。

最後が、高齢者部分休業制度に関する規定の整備についてでございます。高齢期職員の多様な働き方のニーズにこたえるための選択肢の一つといたしまして、定年退職前に先行的に休業を取得することができる制度を創設をいたします。

具体的に申し上げますと、60歳に達した職員が申請した場合におきまして、公務に支障のな

い範囲で、定年退職日までの間、勤務時間の一部につきまして、勤務しないことを承認することができる規定を設けるといふものでございます。

休業取得できる範囲につきましては、当該職員の1週間当たりの通常勤務時間の2分の1を超えない範囲で、5分単位で取得できるということになります。

ページ下段には、高齢者部分休業制度と、3つ目で説明をさせていただきました、定年前再任用短時間勤務制度の比較表を添付をさせていただいております。

この高齢者部分休業制度を選択した職員につきましては、先に説明をいたしました定年前再任用短時間勤務を選択した職員とは違ひまして、身分は常勤職員の位置付けかつ、希望によりまして、フルタイム職員への復帰が可能な職員ということになります。

また給与に関しましても、勤務しない時間分を減給して支給される職員ということになります。

主な改正内容の説明は以上となりますが、これらの施行期日に関しまして、4つめの情報提供意思確認制度に関する規定の整備につきましては、本年度から対象者に行わなければならないということもございまして、公布の日からといたします。

その他のものにつきましては、令和5年4月1日からとしようとするものでございます。

また本資料には参考といたしまして、議案第52号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての中で、一部改正を行う条例及び廃止する条例につきまして、第1条から第9条までで整備をしているということを示しておりますのでご確認をお願いいたします。

また議案第52号及び議案第53号、どちらも定年引き上げに関する現行条例の改正となるものでございますので、一括してできなかったのかというご意見もあろうかと思いますが、議案第53号の定年条例の改正が、今回の制度改正に伴う主たる条例改正であること。

また定年条例の改正附則で定めるべき事項がかなり多くございまして、内容も複雑であるため、議案第52号の整備条例で、他の条例とまとめて改正しようとするとかかなり煩雑になるということと、どこまでが定年条例の改正に伴う経過措置なのかがわかりにくくなるということを考慮いたしまして、今回の議案におきましては、定年条例と整備条例で大きく分けることとさせていただきましたことをご了承いただきたく、お願い申し上げます。

以上、議案第52号から議案第54号までの地方公務員の定年引き上げに係る条例改正及び条例制定に関しての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして議案第55号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次の通り定めるものとするというものでございます。

下段提案理由でございます。令和4年の人事院勧告によりまして、一般職の職員の給与に関する法律における勤勉手当の支給割合の変更及び給料表の改正がされたため、これに基づく木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由であるというものでございます。

ページをお開けいただきますと条例本文、その後ろから給料表が続きます、その次に新旧対

照表を添付をさせていただきますので、この議案につきましては新旧対照表の方で説明をさせていただきます。

まず第1条関係でございます。

第18条の2項勤勉手当でございますが、第1号では人事院勧告によりまして、勤勉手当が0.1ヶ月分引き上げられたことから、12月支給分におきまして、100分の95を100分の105、特定管理職にあつては100分の115を100分の125に、それぞれ改正しようとするものでございます。

続く第2号では、再任用職員への適用条文について、第1号での改正を反映させるための改正を行っているものでございます。

次に、別表の1（第3条）関係でこの行政職の給料表につきましては、人事院勧告に従いまして改正を行ったもので、詳細なところを省きますが、初任給の引き上げと20歳代半ばに重点を置きまして、30歳代半ばまでの職員が在職する号給について引き上げの改定を行っているものでございます。

これをめくっていただきますと次に、第2条関係の新旧対照表があります。

こちらでは第18条第2項で勤勉手当の額を定めるものでございますが、第1号では勤勉手当が6月期12月期に均等になるように改正されたことから、100分の100に特定管理職にあつては100分の125に改めまして、続く第2号では再任用職員の適用条文について、第1号での修正を反映させるための改正を行っているものでございます。

条例本文に戻りまして附則でございます。この条例は公布の日から施行するというものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、令和5年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第56号でございます。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次の通り定めるものとするというものでございます。

下段提案理由でございます。

令和4年人事院勧告に準じ、町長等の期末手当の支給割合を変更するものである。町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由でございます。

ページおめくりいただきますと条例の本文、さらにおめくりをいただきますと新旧対照表を添付させていただいております。

まず第1条関係でございます。

第3条の給与以外の給与でございますが、職員の人事院勧告に合わせまして、町長等の期末手当について、12月支給分で0.1ヶ月分引き上げ、12月期を100分の215から100分

の225に改めるものでございます。

次のページでは第2条関係でございます。

第3条の給与以外の給与の支給額につきまして、職員同様に、6月期12月期の期末手当が均衡になるように改めるものでございまして、期末手当の6月期を100分の215から100分の220に改めまして12月期を100分の225から100分の220に改めるというものでございます。

ページ戻っていただきますと附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の期末手当の均衡となる規定につきましては、令和5年の4月1日から施行するというものでございます。

以上、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。

続きまして、議案第57号でございます。

木曾岬町行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例を次の通り定めるものとするというものでございます。

下段提案理由でございます。

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度が開始をされます。事業者へ行政財産目的外使用料における消費税額を明示するためこれに基づく木曾岬町行政財産目的外使用料条例の一部を改正するにつきましては、地方自治法第96条第1項第1号により、議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由でございます。

ページをおめくりいただきますと条例本文、その次に新旧対照表でございます。

第5条では、消費税法第6条の規定により、非課税とされるものを除くものの使用料については、別表に掲げられている基本額に消費税相当額を加算すること。

また第3項では、算定した額に1円未満の端数が生じたときには、端数の金額を切り捨てることを新たに規定をしているというものでございます。

続く別表、行政財産の目的外使用料では、行政財産の種類が土地に係るものにつきましては、消費税法の規定によりまして、一時的に使用させる場合、1ヶ月に満たない場合でございますが、それ以外は非課税となっていることから、現行の金額のままとしております。

行政財産の種類が建物となっているもの、この表で言うと一番下でございますが、最下段の建物に自動販売機を設置する場合につきましては、改定後の金額に消費税額を加算した額が現行の7万2000円と同額となるように、金額を改正するものでございます。

ページ本文までお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は令和5年4月1日から施行するというものでございます。

以上木曾岬町行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（服部英二夫議員）

事務当局による各議案の詳細説明が終わりました。

なお、ただいま上程しております議案第47号から議案第57号までの議案についての質疑は、12月に9日に行います。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時35分開会といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時35分

○議長（服部英二夫議員）

それでは休憩を解き、本会議に戻します。

日程第15 議案第58号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

日程第16 議案第59号 三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議について

次に日程第15議案第58号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてと日程第16、議案第59号、三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議についての、2議題を一括上程し、これを議題とします。

ここで加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤隆町長）

議長。

○議長（服部英二夫議員）

はい加藤町長。

○町長（加藤隆町長）

それでは、ただいま上程賜りました議案第58号と議案第59号の2議案につきまして、その提案理由説明を申し上げます。

まず初めに、議案第58号、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてでございますが、令和5年3月31日をもって宮川福祉施設組合が解散し、三重県市町公平委員会から脱退することに伴い、当該公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び、三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更することについて、地方自治法の規定により、協議するものでございます。

次に、議案第59号、三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議についてでございますが、三重県市町総合事務組合で、共同処理を行っている事務の中で、令和5年4月1日より、伊

勢市と松阪市が、物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び、審査の共同化に関する事務に加わることとなったことにより、規約の一部を変更することについて、地方自治法の規定により、協議するものでございます。

以上、上程を賜りました2議案の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、この後担当課長から詳細に説明をさせていただきますので、何卒十分にご審議を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（服部英二夫議員）

加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長）

議長。

○議長（服部英二夫議員）

はい。小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長）

それでは議案第58号でございます。

三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。

地方自治法第252条の7第2項の規定によりまして、令和5年4月1日から、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数が減少すること及び三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて、関係地方公共団体と協議をするため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2、第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるというものでございます。

下段提案理由でございます。

令和5年3月31日をもって宮川福祉施設組合が解散をし、三重県市町公平委員会から脱退することに伴いまして、当該公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会規約を変更することについて協議する必要がある。

これがこの議案を提出する理由であるというものでございます。

ページをおめくりいただきますと、規約の本文でございます。

別表中、度会老人福祉組合、宮川福祉施設組合を度会老人福祉組合に改めるというものでございます。

その次は新旧対照表でございまして表の中段でございます。

左が変更案、右が現行ということになっておりますので中段ぐらいの宮川福祉施設組合が変更案の方では消されているというような状況でございます。

この規約は令和5年4月1日から施行するというものでございます。

以上で三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についての説明とさせていただきます。

続きまして議案第59号でございます。

三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定によりまして、令和5年4月1日から、三重県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるというものでございます。

下段提案理由でございます。

令和5年4月1日より、規約第3条第4号に定める事務に伊勢市及び松阪市が加入することに伴いまして、三重県市町総合事務組合規約を変更することについて協議する必要がある。

これがこの議案を提出する理由であるというものでございます。

ページをおめくりいただきますと規約の本文でございます。

このたびの改正は別表第2、第3条第1項第4号に定める事務、こちらにつきましては三重県市町総合事務組合で共同処理を行っている事務の中の物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査の共同化に関する事務。これを指しますが、この事務に関しまして、伊勢市と松阪市が新たに加入をすることになったことから、この規約を改正するというものでございます。

新旧対照表は、左が改正後、右が現行ということになりますので、左の方に伊勢市と松阪市が、中段のところ加入されているのがおわかりいただけるかと思えます。

この規約は令和5年4月1日から施行するという附則が条例本文に書かれております。

以上で三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（服部英二夫議員）

事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第58号と第59号について、ご質疑があります方はご発言ください。

ご質疑ございませんか。

【暫くして】

○議長（服部英二夫議員）

ご質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（服部英二夫議員）

ここでお諮りいたします。

ただいま上程しております日程第15、議案第58号と日程第16、議案第59号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（服部英二夫議員）

「異議なし」と認めます。

よって、日程第15、議案第58号と、日程第16、議案第59号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論は一括討論といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員）

「異議なし」と認め一括討論とします。

討論はありませんか。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員）

討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより上程されております議案の採決に入ります。

それでは、日程第10号、議案第58号、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び、三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、原案の通り可決することに賛成の方はご起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫議員）

ありがとうございます。起立全員です。

従って議案第58号は原案の通り可決することに決定いたしました。

続きまして、日程第16、議案第59号、三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について、原案の通り可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫議員）

ありがとうございます。起立全員です。

従って議案第59号は原案の通り可決することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午前 10時45分

○議長（服部英二夫議員）

議員の皆様方には慎重なご審議ありがとうございました。

加藤町長をはじめ執行部の方々には、詳細な説明ありがとうございました。

なお、一般質問日は12月9日午前9時から再開されますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

皆さん大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。